

加賀市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加賀市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第1項及び同条第2項の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式を適用することができる工事は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が特に必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価落札方式の対象工事を選定する場合は、加賀市請負等業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の承諾を得るものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式の実施において、政令第167条の10の2第4項及び同条第5項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の区分に応じ、当該各号に掲げる事項に関し2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき（前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。）
予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力が市にとって最も有利なもの決定

(技術資料の提出要請)

第5条 市長は、総合評価落札方式による発注を行おうとする場合は、技術力の審査及び評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について、次の各号の区分に当該各号に掲げるとき提出を要請するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告時
- (2) 指名競争入札 指名通知時

2 前項の規定による要請を行うときは、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等のほか、次に掲げる事項を明示するものとする

- (1) 当該工事が総合評価落札方式の対象工事であること

- (2) 評価の方法及び落札者の決定基準
 - (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関する事
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 政令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準及び落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第7条 前条に規定する評価の方法は、競争参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除し、1億倍（予定価格が1億円以上の場合にあつては、10億倍）して得られた数値（小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点（100点）} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 100,000,000 \text{（予定価格が1億円以上の場合にあつては、} 1,000,000,000 \text{）}$$

(評価基準)

第8条 第6条に規定する評価基準は次の各号によるものとする。

- (1) 評価項目
当該工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて定める。
- (2) 得点配分
各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。
- (3) 加算点
評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(落札者決定の方法)

第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札価格が加賀市総合評価落札方式における低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、同要領第6条第1項各号に掲げる基準すべてに適合するときは、同要領第7条に規定する調査の実施により、契約に適合した履行がされると認められること。
 - (3) 評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(評価結果の公表等)

第10条 市長は、契約締結後速やかに技術資料等の評価結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(説明の要求等)

第11条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日の翌日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由を書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の書面を受理した場合は、その受理した日の翌日から起算して14日以内に書面により落札者とならなかった理由について回答するものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第12条 市長は、落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施等、工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式において必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事の請負の契約から適用する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札執行通知を行う工事の請負の契約から適用する。